

0123456789

始まります。 マイナンバー(個人番号)制度

『マイナンバー(個人番号)』とは国民一人ひとりが持つ**12桁**の『**あなただけの番号**』です。
●法人にも13桁の『法人番号』が指定されます。

平成27年
10月からあなたの
マイナンバー
(個人番号)を記載した
『**通知カード**』を
お届けします!

香南市に住民票を登録して
いる市民の皆さん全員に郵
送します。

通知カードが届いたら
大切に保管してください

マイナンバー
の使用は
平成28年1月から!

平成28年1月から社会保障・
税・災害対策などの行政手続
きにマイナンバーが必要
になります。

マイナンバー制度のお問い合わせは
全国共通ナビダイヤル
☎0570-20-0178
受付 9時30分～17時30分
(土日祝日・年末年始を除く)



マイナちゃん

3つの効果!

- 1 行政機関などで、様々な情報の照合、転記、入力などの作業が大幅に削減され、**手続きが正確でスムーズ**になります。
- 2 行政手続き時に、課税証明などの添付書類が省略されるなど、**申請者の負担が軽減**します。
- 3 所得や行政サービスの状況を把握しやすくなり、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けたりすることを防止し、**本当に困っている人にきめ細かな支援**を行えるようになります。

●利用できるサービスなどは改めてお知らせします。

総務課 ☎57-8500

重要

家屋調査を実施しています

税務収納課 ☎57-8504

3月号でお知らせしたとおり、市内すべての家屋を対象に、家屋調査(全棟調査)を行っています。固定資産家屋課税台帳に登録されている内容と現況を見比べ、公平で適正な課税を行うための調査ですので、ご理解・ご協力をお願いします。

課税対象となる条件、例、事前調査(1次調査)の詳細などは「広報こうなんNOW 3月号」をご覧ください。(市ホームページ、携帯端末用アプリ「i広報紙」でもご覧になれます)

未評価の家屋や増築があることなどがわかった家屋を対象に、**現地調査(2次調査)**を実施します。



現地調査(2次調査)の方法は



調査方法は2種類

■比準調査(家屋外からの確認)

家屋の外観から、構造・規模等の別に区分し、標準家屋との類似性をもとに推計して評価を行う簡素な調査です。外観(外周)から測量を行います。原則、家屋の内部には入らないため、**所有者の立ち会いは必要ありません**。

※敷地内には入らせていただきます。また、不在時でも確認させていただきますので、ご了承ください

例 倉庫など



■部分別調査(家屋内部を確認)

固定資産評価基準に従って、家屋の部分別(屋根・外壁・基礎・内壁の仕上げや建築設備等)の評点数を求め、評価する調査です。家屋の内部も見せていただくため、**所有者の立ち会いが必要**になります。日程調整のうえお伺いします。

例 住居など



ご注意

- 調査結果は、平成28年度課税より反映します。
- 現地調査に向う調査員は、市職員証または香南市発行の調査員証(身分証明書)を携帯しています。調査では、家屋の耐震診断やリフォーム、火災報知器・消火器をすすめるなど、調査目的以外のお願いをすることはありません。



調査した家屋については、所有者を決定するため、「**家屋所有者申請書**」の提出をお願いします。

ご不明な点や、家屋で気になることがありましたら
税務収納課資産税係へお問い合わせください。

